

特定生産緑地の解除

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

一団番号	特定生産緑地の所在	特定生産緑地の面積（㎡）	指定解除日
3-162	丹陽町外崎字久古518番1	401	令和7年9月6日
3-413	外崎土地区画整理事業仮換地5街区7	300	令和7年9月6日
3-420	外崎土地区画整理事業仮換地12街区5	326	令和7年9月6日
3-439	外崎土地区画整理事業仮換地52街区19	148	令和7年9月6日
3-439	外崎土地区画整理事業仮換地52街区20	38	令和7年9月6日
3-440	外崎土地区画整理事業仮換地61街区5	231	令和7年9月6日

令和7年9月8日

一宮市長 中野 正康